

駐車場法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築物である路外駐車場に設ける換気装置の能力に関する基準を緩和するものとする。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十八年八月一日から施行するものとする。

(附則関係)